

(表面)

就業の基準に関する要綱の施行による就業希望会員の募集について

吉川市シルバー人材センター
組織部会長

吉川市シルバー人材センター就業の基準に関する要綱により、下記の就業について就業会員を募集します。つきましては、対象業務の就業面接会を開催させていただきますので、就業をご希望される皆様のご参加をお待ちしています。

対象業務	<u>※募集対象4業務、裏面をご確認ください</u>
内 容	組織部会・作業班リーダーによる業務に関する個人面接を行い、就業会員を選考します。
募集期間	令和7年12月16日(火)から令和8年2月5日(木)午後4時まで
面接会日時	<u>令和8年2月18日(水)午前9時30分より開始</u> <u>後日当センターより申込者各位宛て個別に設定した時間を通知しますので、</u> <u>時間厳守でお願いします。</u>
会 場	吉川市シルバー人材センター研修室
申し込み	<u>下記申込書に必要事項を表裏面面ご記入頂き、事務局まで提出してください。</u> (郵送・FAX・Eメール可、2月5日(木)午後4時必着でお願いします。)
	シルバー人材センター事務局 電 話 : 982-7720 FAX : 981-7199 Eメール : yoshikawa@sjc.ne.jp

※なお、この面接会は参加された方の就業を保証するものではなく、募集人数などの関係で申込者全員が就業できるものではありませんので、ご了承の程よろしくお願い致します。

きりとりせん

令和8年2月18日 就業面接会参加申込書 申込日 令和 年 月 日

会員番号 _____ 会員名 _____
就業希望業務【 _____ 】

①この業務を希望された動機を記入してください

※裏面に記載する欄がありますので、忘れずにご記入ください

(裏面)

※今回の対象４業務

就業期間：令和８年４月１日～

- ① 中央、平沼、美南地区公民館
- ② 総合体育館
- ③ 吉川駅前自転車整理
- ④ 郷土資料館

◎ 詳しい業務内容につきましては、別紙をご確認ください

就業の基準に関する要綱に基づき、新規就業（就業期間更新最長５年）の方及び、過去に就業が満了した方も就業履歴のある場所以外の就業先であれば、再就業（就業期間更新最長３年）として応募ができますので、よろしくお願ひします。

【参照】就業の基準に関する要綱、関係部分抜粋

（就業の提供）

第２条 会員の就業に当たっては、入会申込書記載の希望職種を参考に、健康状態、就業に必要な技能及び経験その他適性を参酌し、就業する会員の合意を得た上で決定するものとする。

（就業の基準）

第３条 同一仕事内容で同一就業場所に年間を通じて就業する会員（以下「継続就業会員」という。）の就業期間、就業時間及び日数の基準（以下「基準」という。）は次のとおりとする

- （１）就業期間は、発注者との契約に基づき１年以内とし、次年度も継続する見込みのある時は、その期限を更新することができるものとする。
 - （２）就業期限の更新を繰り返すことのできる期間は、最長５年以内とする。
 - （３）同一就業場所において、就業期限に該当する複数の会員がいる場合は、該当者の健康状態、就業期間中の適正な就業等を該当者の属する班の班長等の意見を参考に交代する。
- ２ 就業時間及び日数は、原則として次の各号に定めるところによる。
- （１）一箇月の就業日数はおおむね１０日とする。
 - （２）一週の実働時間はおおむね２０時間とする。
 - （３）月別または季節的に変動のある職種については、年間１２０日を超えない範囲内において、一箇月の就業日数は１０日を超える事が出来る。
- ４ 前３項の規定により就業が満了した場合でも、次の就業基準に基づき再度就業に当たることができる。
- （１）就業期限満了後、同一仕事内容で同一就業場所以外であれば再度新規に就業することができるものとする。
 - （２）就業期限満了後、同一仕事内容で同一就業場所に就業する場合は、６箇月の期間を空けるものとする。
 - （３）就業期限は、発注者との契約に基づき１年以内とし、次年度も継続する見込みのある場合は、その期限を更新することができるものとする。
 - （４）就業期限の更新を繰り返すことのできる期間は、１年間単位とし最長３年以内とする。
 - （５）前号の期間内であっても、更新時に新規会員と希望職種が重複した場合は、新規会員の就業を優先させる。

②「自己PR」を記入してください

③就業にあたり、お客様サービスについて心掛けることを記入してください

④その他、興味や関心のあることについて記入してください